

# ゆう通信 6月号

NO.19

発行元：八田グループ  
Pet Garde ゆう  
TEL 0178  
22-9411

今年の桜もとてもきれいでしたね。

さて、「ここから湿度と暑さ対策を意識していききたい時期です。クッションや布団のダニ、悪臭など、トラブルに発展することもありますので注意していきましょう。



また、7月は八戸七夕まつりも開催されます。恒例となった『お手紙短冊』も実施いたします。どうぞお楽しみに！

## 八戸七夕まつりのご案内

八田グループでは毎年、八戸七夕まつりに参加しています。今年7月14日(金)～17日(月・祝)に開催される予定です。期間中は三春屋さん向かいの八田神仏具店へお立ち寄り下さい。お店の前で『天国のペットへお手紙短冊』をお書き頂けます。



毎年、写真を見せて頂いたり、前に進もうとするみなさんの近況を知る楽しみな時間のひとつです。

私、上野は初日と日曜日の夜7時半頃までお店前に出没します。是非遊びに来て下さいね。

## 八田神仏具店

お数珠つてみなさんお持ちだと思えますが、「糸が切れそう」「ふさがボロボロになった」「ふさの色が醒めてしまった」など気になる事がございましたら、八田神仏具店へ相談下さい。糸のつなぎ直しやふさの取り換えなど、京都の職人さんによる修理修繕を致しております。仕上がりまで、一か月程のお預かりとなります。

また、仏壇の修理が必要な場合は、訪問して修理箇所の確認をさせて頂いた上で、お見積り致します。

気になることは何なりとお申し付けください。



## H29年度 合同慰霊祭

毎年秋に開催される「愛護動物合同慰霊祭」、本年は10月8日 午後の開催となります。詳細は8月中旬に、HPやフェイスブックでもご覧頂けるようにしますので、ご確認お願いします。

案内郵送は、3回目までの方と、昨年ご参列頂いている方になります。今年も参列したいという方には、ご連絡頂いてからの発送となりますので、お電話下さい。☆かだれの会は軽食にスイーツを多めかな。



## 注意!! 野鳥の保護

近年、鳥インフルエンザに関するニュースをよく目にします。野鳥が媒介となり、家畜を初め、突然変異で人にも被害が及ぶことがあるため、要注意です。

道端だけがをしている鳥を見つけた場合、車や外敵が来ない安全な場所ではばらく様子をみてください。

生き物は自然に回復する力を持っていますし、野生の生き物は人が捕まえること

とでショック死したり、人の臭いで親に見放されてしまうこともありますので、必ずしも保護する



ことが野鳥にとつて良いこととは言えません。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」によって、保護のために飼育する場合にも許可が必要になります。

青森県の連絡先は「青森県 環境生活部 自然保護課 自然環境グループ」017-734-9257です。相談して指示を受けることをお勧めします。

## ペットにまつわる裁判

ヒトとペットの『幸せな共生の社会』を目指し、対策中の現代。ペットの家族がいるご家庭ではもちろん、ペットを飼っていない人にも安心な社会を日頃から意識しておきたいものです。最近ネットでも目にするようになった「ペットにまつわる裁判」を少しご紹介致します。

① 転倒事故

公園の散歩中、リードを放してしまつた事で、駆け出した犬に驚いた他者の転倒骨折事故。150万円超の賠償責任(H18年)

② 野良猫への餌やりトラブル

ペット飼育禁止の集合住宅で、屋外での餌やりは違反行為、また糞尿や食べ残しの不始末は迷惑行為として、慰謝料などの賠償命令(H22年)



③ 交通事故における飼い主の過失

A、車に同乗していたペットがケガを負つた事案で、シートベルトなど危険回避の措置をしていなかったことを被害者側の過失として1割の過失相殺(H20年)

B、道路に飛び出し、通行中の車両が驚いて事故を起こした事案で、飼い主の不法行為責任を認め、治療費や休業損害などの賠償命令(H19年)

④ ペットによる刑事事件

A、散歩中大型犬のリードが外れ、子供を襲いケガをさせた事件で、飼い主は民事責任のほか、刑事責任(S34年)



B、放し飼いの闘犬が子供を咬殺した事件で、飼い主に重過失致死罪で禁錮刑の実刑判決(H7年)

C、ノーリードで散歩中の闘犬が女性を咬んで追いつめ海岸で溺死させた事件では懲役2年6カ月の実刑判決と罰金(H26年)

明治から現在まで一番多いのは咬傷事故なんだそうです。ペットが原因で何か事故が起きた場合、法律上、広く、飼い主の責任が認められるようになっていきます。

民法第七百十八条第一項  
(動物占有者の責任)

「動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りではない。」

条文の但し書きの規定によれば、飼い主が管理に十分な注意義務を尽くしたと立証できれば、例外的に免責されます。しかし、免責が認められる例外ケースはほとんどありません。事故が不可抗力に近いとか、被害者側によりほど重大な落ち度がある場合でない限り、飼い主が責任を負わなければなりません。

以上は、日本愛玩動物協会の記事内容より、ペットを飼っている側が加害者になりうる事件事故の実例を抜粋してご紹介しましたが、こういう事もあるんだね、我が家はどうかな?と、想定しておくことで回避できる事故は多いと思います。

車中でも、お子さんにはチャイルドシートが必須ですが、ワンちゃんにも安全に居られる工夫が必要ですね。家族を他者から疎まれる存在にしてみよう飼い主さんの軽率な行為も無くなるといいですね。

# ハ田グループイベント

◎6月10日 報恩会館 根城 感謝祭

◎10月8日 報恩会館 下長 感謝祭

脳を刺激! シナプソロジー

メモリアルフォト撮影会

フワアアレンジメント教室(定員15名)

などなど、無料でお楽しみ頂けます。  
定員制のものは、早めのご予約を♪

終活相談もお気軽にお声がけください。

お問合せは

報恩互助会 窓口

442427まで



今年は天候が不安定な気がします。

これから夏を迎えるにあたって、使っているものカビや雑菌の対策はこまめに行いましょう。毛を濡らしたままでも雑菌は繁殖し、皮膚病に繋がります。散歩後のマダニにも注意ですよ。

☆ホームページでの「ゆう通信」バックナンバーをご覧の際は、ユーザー名は空欄で、パスワード「you229411」でご覧頂けます。

ゆう通信、次回もお楽しみに♪ 上野佳子